

調査票情報の二次的利用に 係る提供の円滑化・早期化

令和6年9月26日

総務省政策統括官(統計制度担当)



調査票情報の二次的利用に係る提供の円滑化・早期化

【公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）】

- ・ E B P Mの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンサイト利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式の導入に向けた実証実験を含め調査票情報の利用・提供形態の在り方について検討する。

【規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）】

- ・ 学術研究の発展及びE B P Mの推進を図る観点から、公的統計の調査票情報の研究者等への提供を迅速化し、及び円滑化するため、必要なリソースを確保の上、以下のスケジュールに沿って措置を講ずる。

【主なスケジュール】

調査票情報の提供に係る平均審査日数（令和6年3月～5月）

○全体：10.3日
（統計所管府省庁別：4.6日～20.0日）

●DVDによる調査票情報の提供

- ・ **5年度中に**、標準化・効率化の取組により、**処理期間を平均1か月以内に短縮**
- ・ **6年度中に**、申出の電子化やリソース確保により、**処理期間を原則平均1週間以内に短縮**

※ オンサイト施設による提供についても、提供手続の見直しを実施

●リモートアクセス方式による調査票情報の提供

- ・ 所要のシステム開発を行い、**6年度中に**、調査票データ等の整備がなされた調査票情報から**リモートアクセス方式による提供を開始**、**7年度に**、対象をさらに拡大

（参考）リモートアクセス方式による提供

➤ リモートアクセス方式※

- ・ 利用者が利用しやすい環境（研究室等）での利用
- ・ 5年度より、導入に向けた実証実験等の実施

※ オンサイト施設以外の大学の研究室等において、遠隔操作により調査票情報を利用する方式



調査票情報の二次的利用に係る提供の円滑化・早期化

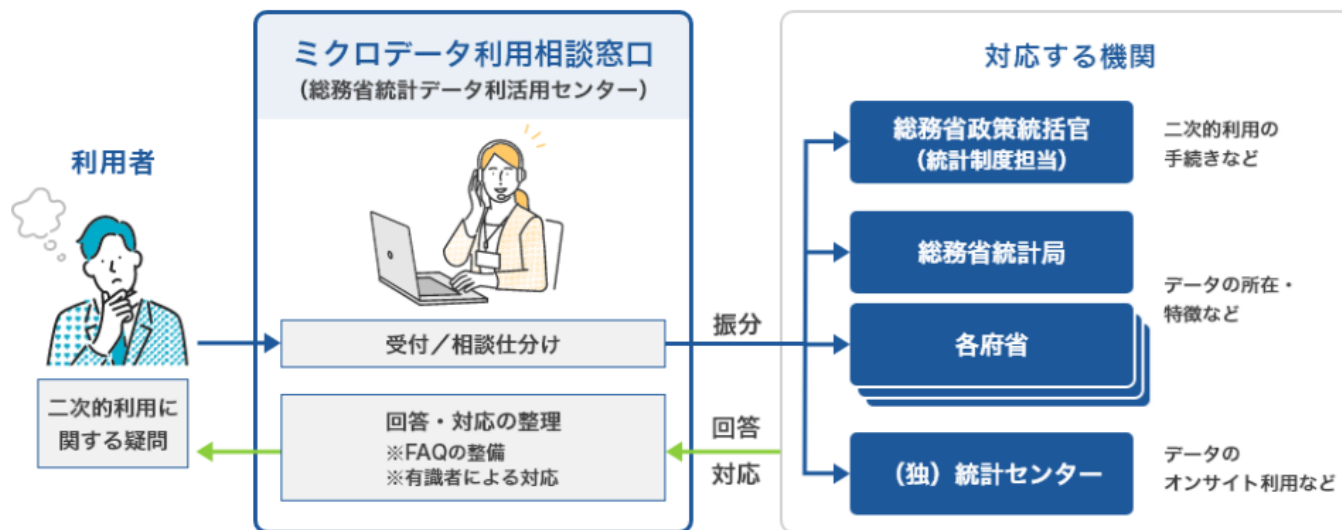
<マイクロデータ利活用相談（**ミ**クロデータ**利**用 **ポ**ータルサイト）>



次のようなご質問・お問い合わせに対応しています。

- ✓ ミクロデータ利用の手続きや申請の仕方がわからない、処理状況について相談したい
- ✓ どのようなデータが利用できるのか？どこに聞いたらよいかわからない
- ✓ ミクロデータを使った、どのような研究があるか？

相談内容の流れ



詳しくはこちら↓

【マイクロデータ利活用相談（miripo）】

<https://www.e-stat.go.jp/microdata/contact>